

## 第2章 組織及び協力支援体制

### 第1節 体制と関係機関等との連携

#### 1 組織体制・指揮命令系統

##### (1) 災害対策本部

本市で災害が発生したとき、又は、発生の恐れがあるときに設置される中央市災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）は、「中央市地域防災計画」に定めるとおりで、組織を図2-1に示します。



出典：中央市地域防災計画

図2-1 災害対策本部組織図

(2) 災害廃棄物処理体制

発災時の災害廃棄物処理に係る体制を図 2-2 に示します。

災害廃棄物処理は、市民対策部市民環境班が中心となって行うこととし、災害時には、関連する対策部と連携を図りつつ、各業務が円滑に遂行できるようにします。

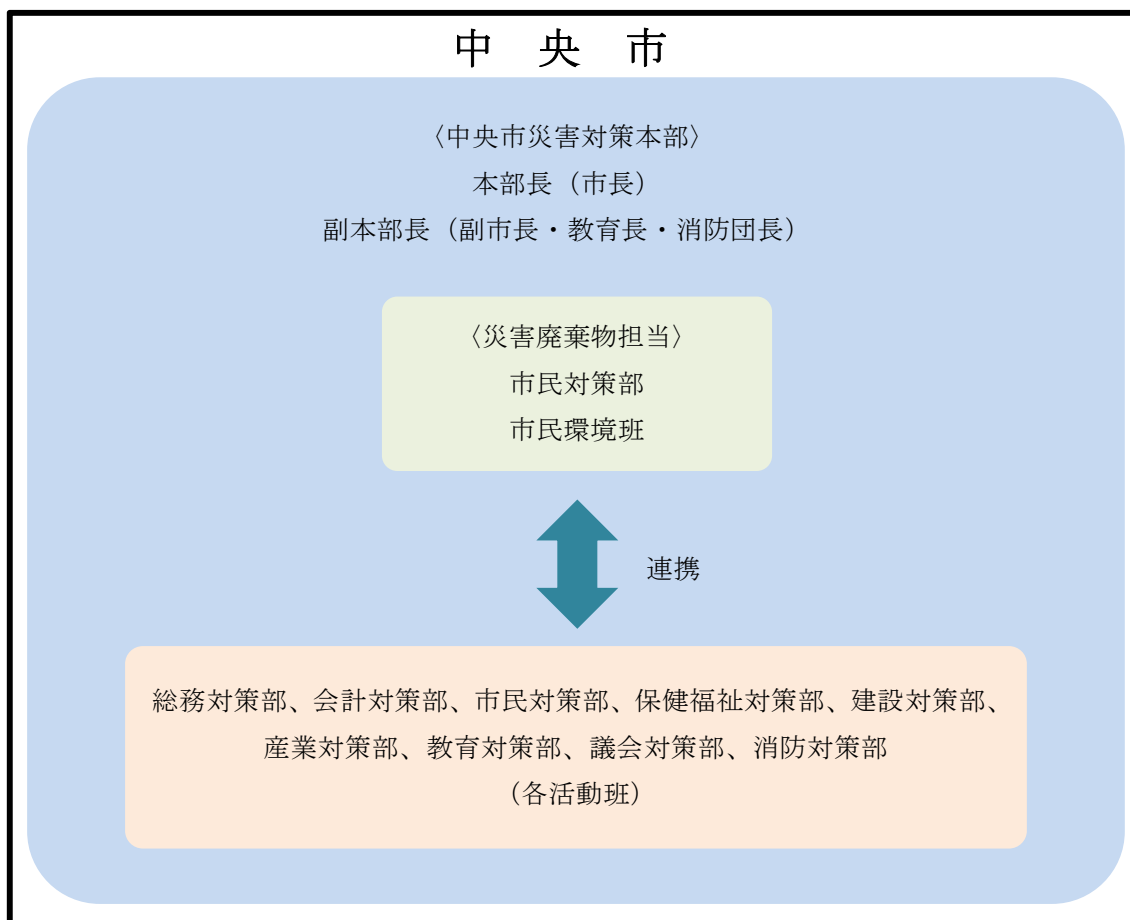


図 2-2 災害廃棄物対策組織

(3) 局面ごとの対応事項

災害廃棄物処理に係る対応事項を表 2-1 に示します。

表 2-1 局面ごとの対応事項 (1)

時期区分		対応事項
発 災 前	平常時	1 災害廃棄物に関する情報の収集、更新
		2 処理体制、応急対応、協力支援等の体制整備
		3 仮置場の選定・確保、運営方法の検討
		4 災害廃棄物発生量、処理方法等のシミュレーション
		5 職員の教育訓練、住民等への啓発
		6 廃棄物処理施設の強靱化、資機材備蓄、事業継続計画の策定
	初動準備対応	1 処理体制、応急対応、協力支援等の体制整備、確認
		2 仮置場の事前準備、検討
		3 災害廃棄物の発生に備え収集運搬体制確保、廃棄物処理施設等の安全確認
		4 住民等への広報の準備
発 災 後	初動対応 数日間	1 正確な被害情報の収集、伝達
		2 被災状況に応じた応急対応体制の構築
		3 災害廃棄物の処理のための組織召集と活動の開始
		4 災害廃棄物発生量に関する推計
		5 一次仮置場の設置、必要な資機材の調達、管理、運営
		6 災害廃棄物の収集運搬の実施
		7 生活ごみ、避難所から搬出されるごみの収集運搬処理の実施
		8 廃棄物処理施設の点検と被災状況の把握
		9 仮設トイレの設置、管理
		10 し尿収集処理方法の検討、体制整備、収集運搬処理の実施
		11 協力支援先、協定先への連絡と支援体制の確立
		12 廃棄物の処理に関する広報活動
		13 不法投棄対策
		14 災害対策本部等と連携し自衛隊、警察、消防等の行う応急対応への協力

表 2-1 局面ごとの対応事項(2)

時期区分		対応事項
発 災 後	応 急 対 応  3 ヶ 月 程 度	1 災害廃棄物発生量に関する推計
		2 災害廃棄物処理実行計画の作成
		3 広域連携等の手続きの実施
		4 廃棄物の処理に関する広報活動
		5 適正処理が困難な廃棄物の処理
		6 二次仮置場の事前準備、検討
	復 旧 ・ 復 興  3 年 程 度	1 災害廃棄物の適正処理のための選別ヤード（二次仮置場）の設置
		2 再生資材の復旧工事への活用
		3 災害廃棄物処理の進捗状況管理
		4 広域処理の推進
		5 二次仮置場の管理・運営（衛生管理、環境モニタリング等）
		6 廃棄物の処理状況に関する広報活動
		7 がれきの撤去の完了、一次仮置場の解消
		8 選別ヤード（二次仮置場）での災害廃棄物処理の促進
9 再生資材の復興工事への活用促進		
10 廃棄物の処理に関するアーカイブ（記録誌等）の作成		

## 2 情報収集・連絡

発災後、直ちに情報収集を開始します。

また、情報は、時間経過により更新されるため、常に最新の情報を整理するとともに収集した情報は、市民対策部において情報共有し、災害対策本部に報告するとともに必要な情報は、国及び県に報告します。

### (1) 情報収集項目

表 2-2 に示す情報を災害対策本部から収集し、本市の被災状況の全体像の把握に努めます。

表 2-2 情報収集項目とその目的

項目	目的
・ 公共インフラの被災状況	・ 処理施設等の被害状況の把握 ・ し尿発生量の把握
・ 建物の被災状況	・ がれき等発生量の把握
・ 道路、橋梁の被害状況	・ 廃棄物収集運搬体制への影響把握 ・ 仮置場、収集運搬ルート of 把握
・ 避難所の開設場所及び避難者数	・ 避難所から排出されるごみ発生量の把握 ・ し尿発生量の把握 ・ トイレ必要基数の把握
・ 空地情報	・ 仮置場開設場所の選定
・ 廃棄物処理施設の被災状況	・ 処理能力の把握 ・ 必要資材の把握
・ 職員の参集状況	・ 組織体制の構築
・ 資源集積所の被災状況 ・ 収集運搬委託業者、許可業者の車両の被災状況及び従業員の参集状況 ・ 資源化受入業者（委託先）の施設の被災状況と受入可否の確認	・ 収集運搬処理計画の検討
・ 有害物質等の保管、流出状況	・ 生活環境の維持

(2) 情報収集方法

本市では、発災時において、直ちに電話・衛星携帯電話・インターネット・FAX・防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には、応急・復旧等の措置を講じます。

災害廃棄物処理に必要な情報は、災害対策本部に集約された情報を基に収集し、本市等で整備する各通信手段を用いて、詳細情報の把握に努めます。

表 2-3 災害時の主な通信手段

主な災害時通信手段		主な通信区間	主な使用条件
有線通信	F A X		左記機関間における指令の伝達及び報告は、原則としてF A X文書で行う
	災害時優先電話	市災害対策本部・市の各施設・防災関係機関	「災害時優先電話」シールを貼付し、発信用電話として活用することを徹底する
	非常・緊急通話		加入電話、災害時優先電話が不能又は、困難な場合、他に優先して取り扱うよう請求する
無線通信	県防災行政無線システム	市災害対策本部・県・防災関係機関	県と伝達（情報収集、被害状況報告）が速やかに行えるようにするとともに正常な機能維持を確保しておく
	市防災行政無線システム（移動系）	市災害対策本部～警察署・消防署・消防団・市医師会～防災関係機関・市民・事業者	市災害対策本部及び災害現場等との通信確保、市民に対して各種情報等を伝達するための移動系無線を配備する
	警察署・消防署等の保有する無線	市内無線局～市災害対策本部～防災関係機関・市民・事業所	協議で定めた手続きにより利用する
	アマチュア無線	山梨中央市防災ネットアマチュア無線クラブ～市災害対策本部	有線通信連絡が困難となった場合、市災害対策本部の情報連絡体制を補完する
その他	防災情報提供システム	甲府气象台・県～市災害対策本部～防災関係機関・市民・事業者	甲府地方气象台と県が共同して発表し、災害危険度情報等を提供する
	インターネットシステム	県～市災害対策本部～防災関係機関・市民・事業者	県や市により災害情報等を提供する
	衛星携帯電話	市災害対策本部～防災関係機関	相手先の電話番号をダイヤルして通話する
口頭	伝 令	災害対策本部会議～各対策部・市内防災関係機関	市各対策部、市内防災関係機関は、本部会議に連絡員を派遣する（連絡員は可能な限り無線機・携帯電話を携行）

出典：中央市地域防災計画

### 3 協力・支援（受援）体制

被災地域で発生する災害廃棄物の処理（し尿処理含む）は、本市が行うこととなりますが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、本市だけでは対応できないことも想定されるため協力支援体制の整備を行います。

なお、協力支援体制については、あらかじめ締結された協定等により構築します。

#### (1) 中巨摩地区広域事務組合清掃センター及びとよとみクリーンセンターとの協力支援体制

中央市の田富・玉穂地区から出る廃棄物は、中巨摩地区広域事務組合清掃センターへ、豊富地区から出る生ごみは、とよとみクリーンセンターへそれぞれ搬入されています。

災害廃棄物についての協力支援体制は、中巨摩地区広域事務組合の構成自治体（南アルプス市、甲斐市、昭和町、富士川町、市川三郷町）において、協議していきます。

#### (2) 民間委託先との協力支援体制

中央市の豊富地区から出る生ごみ以外の廃棄物は民間委託されています。前述の中巨摩地区広域事務組合との協議以外に民間委託先と協議のうえ、協力要請を行います。

#### (3) 青木ヶ原衛生センターとの協力支援体制

中央市の豊富地区から出るし尿・汚泥は、富士河口湖町にある青木ヶ原衛生センターへ搬出されています。前項(1)、(2)との協議以外に富士河口湖町と協議の上、協力要請を行います。

#### (4) 国、県、近隣市町村等との協力支援体制

国、県、近隣市町村等との協力・連携体制は、図 2-3 に示します。

また、近隣市町村等から支援の申出があった場合は、支援要請内容の調整を行なうとともにその状況を県に報告します。

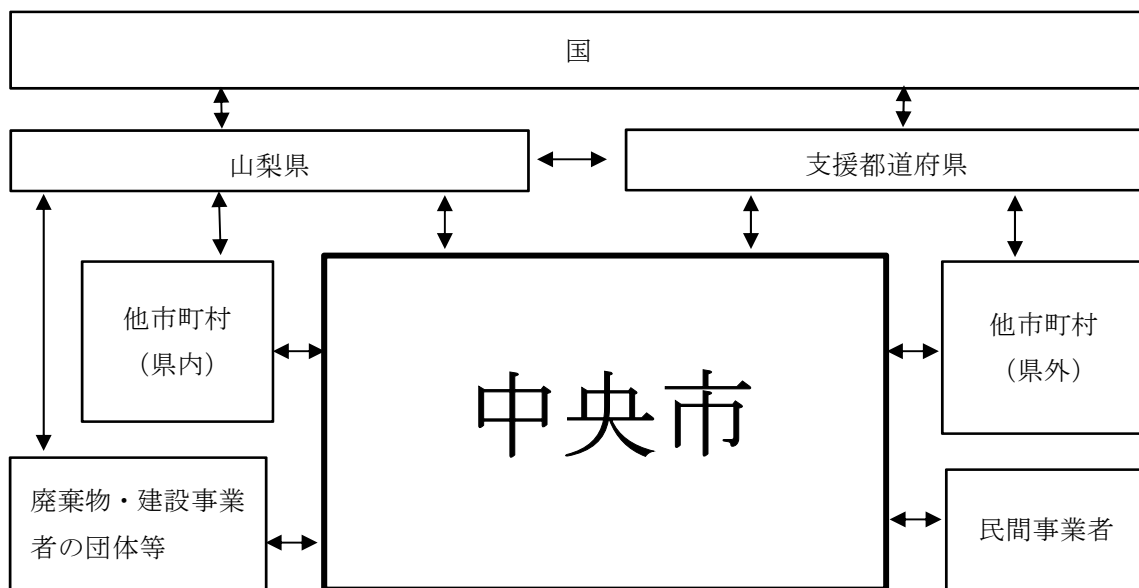


図 2-3 協力・支援体制

(5) 自衛隊、警察、消防等との協力支援体制

災害廃棄物処理における自衛隊、警察、消防等との連携事項は、表 2-4 に示します。

発災初期においては、人命救助が最優先となりますが、被災状況に応じて、自衛隊、警察、消防等へ協力要請を行います。

表 2-4 自衛隊、警察、消防との連携事項

連携先	連携事項
自衛隊	・道路啓開時の災害廃棄物の除去
警 察	・道路啓開時の災害廃棄物の除去 ・被災地での警備、防犯 ・災害廃棄物へ混入した貴重品や有価物等の引き渡し
消 防	・道路啓開時の災害廃棄物の除去 ・放火等の防犯、防止

(6) 民間事業者等との連携

民間事業者等からの支援を求める場合、災害対策本部へ連絡、調整を行うとともに協定に基づく要請を行います。

表 2-5 民間事業者等との主な支援協定

協定名称	締結先
災害時における仮設資材等の供給協力等に関する協定書	・甲陽建材リース株式会社 ・株式会社アクティオ
災害時における生活必需物質の調達に関する協力協定書	・株式会社いちやまマーケット ・株式会社オギノ ・株式会社クスリのサンロード ・DCM株式会社（くろがねや）
災害時における支援協力に関する協定	・マックスバリュ東海株式会社
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	・株式会社アダストサービス
災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	・山梨県石油協同組合
災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	・一般社団法人甲府地区建設業協会 ・中央市建設協力会
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	・一般社団法人山梨県トラック協会甲府支部 ・赤帽山梨県軽自動車運送協同組合

出典：中央市地域防災計画



(7) 受援体制の確保等

支援自治体等を受け入れるにあたり、支援要請事項の検討や支援自治体のための配慮事項について、表 2-6、表 2-7 に示すとおり、受援体制の構築や確保を図るものとします。

表 2-6 支援要請事項とその概要

支援要請事項	概要
①生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみの収集運搬に係る人的・物的支援	ごみやし尿の収集運搬に必要な人員や収集車・運搬車などの機材の支援を要請する
②災害廃棄物の仮置場の管理・運営に係る人的・物的支援	仮置場の管理・運営に必要な人員、場合によっては、重機等の支援について要請する
③災害廃棄物に係る事務支援（実行計画の策定や補助金事務等）	過去の災害において実際に災害廃棄物処理の経験や支援経験を有する自治体職員や専門家による支援を要請する

出典：災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料 8-3

表 2-7 支援自治体受入れに係る準備（配慮）内容

項目	準備（配慮）内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者が執務できるスペースや活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する</li> <li>・可能な範囲で支援側の駐車スペースを確保する</li> </ul>
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する</li> </ul>
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を準備する</li> </ul>
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行うこととし、また必要に応じてあっせんする</li> <li>・被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する</li> <li>・就寝のための布団等を準備する</li> <li>・長期的な支援を受ける場合には、支援者のための住まいを確保することも検討する（東日本大震災では、支援者のために仮設住宅を確保した事例もある）</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針 第3編 資料編 技術資料 8-3

#### 4 職員等への教育訓練

発災時において、本計画を有効活用するよう平常時から本計画の記載内容等について周知するとともに、担当職員に変更が生じた場合においても、災害時に速やかに対応等ができるよう必要な知識・情報の引継ぎを行います。

また、災害廃棄物処理の経験者等（環境省・県の職員や学識経験者等）を交えた講習会や研修会を開催し、職員の能力維持・向上に努めるものとします。

表 2-8 研修及び訓練等の内容

項目	教育訓練
講習・研修	・学識経験者、防災関係機関の防災担当者等による講習会、研修会等を実施する
検討	・業務分担等の認識を深める
見学・研究・調査	・防災関連機関の見学等の現地調査を行う ・災害対策の先進事例を行っている自治体、関係団体等の取組内容の研究、調査を行う

## 第2節 市民等への広報・啓発

### 1 市民等への広報・啓発

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるため、発災時においては、表 2-9 で示した内容について、対応時期ごとに市民等への広報・啓発活動を行います。

また、情報の提供手段としては、表 2-10 に示すように多様な広報・情報提供ツールを用いることとします。

なお、平常時においても、市民等への情報提供が必要となる項目を整理し、発災時の迅速な対応に備えるとともに、市民が日頃から災害廃棄物への認識を持ち理解を深めることができるよう、災害廃棄物の分別の重要性や仮置場の必要性等について、広報紙や防災訓練等の様々な機会を通じて普及・啓発に努めることとします。

表 2-9 情報提供が必要となる項目

対応時期	提供内容	詳細
初動期	・生活ごみの分別及び収集方法	・分別方法、排出場所、収集日程等
	・一次仮置場の設置状況	・がれき等の排出方法、排出場所 ・仮置場設置状況、分別、搬入方法
	・環境配慮に関すること	・廃棄物の焼却等不適正処理の禁止 ・生活環境（悪臭、水質等）を悪化させる行為の禁止
	・し尿処理に関すること	・下水道管や処理施設の被災状況に基づくトイレ使用の可否 ・仮設トイレの設置状況 ・し尿収集の実施方法等
	・有害廃棄物、処理困難物の取扱い方法	・種類、搬出方法、搬出場所
	・災害廃棄物処理に関する問い合わせや相談窓口	・窓口の電話番号、ホームページ情報等
応急期	・災害廃棄物処理に関すること	・災害廃棄物の処理スケジュール、処理方法等
	・被災自動車等の取扱い	・被災自動車等の取扱い方法
	・被災家屋の取扱い	・手続きに関する情報、解体方法
復旧・復興期	・災害廃棄物処理の進捗状況	・災害廃棄物処理の進捗状況、今後のスケジュール
	・二次仮置場の設置状況	・場所、期間、処理の概要

表 2-10 市民への情報提供手段

手段	実施方法
防災行政無線	県及び市は、県・市防災行政無線を活用した通信の確保を図るとともに市内全域又は、必要に応じて、地域別に放送する
防災情報メール配信サービス (インターネットシステム含む)	防災行政無線で放送した内容や必要に応じて、災害情報等を事前登録者のパソコンや携帯電話へメールで配信する
広報車	必要に応じて車両で出動・巡回し、広報を行う
テレビ・ラジオ等	必要に応じて、県及び市が協力協定を締結している放送機関に放送を要請する（緊急時等のやむを得ない場合は、直接放送機関に要請し、事後速やかに県へ報告）
掲示板	随時、避難施設、本部等に掲示する
ハンドマイク	随時、避難施設、本部等にて広報を行う
広報紙	適時発行し、避難施設、本部等で配布する
中央市ホームページ	必要に応じて、災害関連情報、広報紙の内容等を掲載する
ニューメディア	ソーシャルメディア（Twitterなど）、災害情報共有システム（Lアラート）等を通じて情報発信する
アマチュア無線	通信連絡が困難な場合、山梨中央市防災ネットアマチュア無線クラブへ情報伝達活動の協力を依頼する

出典：中央市地域防災計画

## 2 ボランティアへの啓発

災害時には、ボランティアによる災害廃棄物の撤去、被災した家屋の家財の運び出しや家の清掃等の作業活動が期待されます。

被災状況により臨機応変な対応が求められるため、受入れから現場まで、広範囲において担当する各対策部や職員等と調整を綿密に行い、必要な人員の派遣を要請します。

なお、派遣されたボランティアに対しては、分別方法や仮置場における具体的な作業方法等について、必要な情報を伝達・徹底します。